

4 保険金が支払われない主な場合

傷害保険	賠償責任保険
(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。） ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2) むちうち症、腰痛などで、医学的見解所見のないもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。） (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害 (5) AW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒 (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。） ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）など (7) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 など	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避免的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合は一般に法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）・航空機（グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）・船舶（人力または風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用または管理 ④ 狩猟 ⑤ 地震、噴火、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の占有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。） (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害には支払われます。） (7) ご加入の加入区分で補償ができない活動に起因する損害 (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。） (9) 被保険者が公務員（ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員など、非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外で行う活動に起因する事故（AW区分については一部対象となります。） (11) 補償期間外に発生した事故 など
突然死葬祭費用保険 (1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。） (3) AW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死 (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 (5) 傷害保険の死亡保険金として支払対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など	

5 事故のときは

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

傷害保険

ケガをされたとき

速やかに事故通知ハガキ（普通ハガキでも可）で下記東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

インターネット加入の場合は、インターネットからも事故通知ができます。

①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③負傷者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④会員登録番号または加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨医療機関名、入院の有無、通院の有無

(注1) 事故通知後、被保険者（負傷者）へ保険金請求に必要な書類一式を直接お送りします。

(注2) 入院保険金請求額が10万円以下の場合は、東京海上日動からの求めがない限り、原則医師の診断書のご提出は不要です。

賠償責任保険

法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき

速やかに電話で下記東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

①団体名 ②団体代表者の氏名、電話番号 ③加害者および負傷者（物の場合は所有者など）の住所、氏名、年齢、電話番号 ④会員登録番号または加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物の損壊(注1)の程度など

(注1) 物の損壊については、事故の状況が把握できるよう現場写真や修理見積書をとっておください。

(注2) 示談交渉は被保険者（加害者）に行ってください。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分にご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。

突然死葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血など)されたとき

速やかに事故通知ハガキ（普通ハガキでも可）で下記東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

インターネット加入の場合は、インターネットからも事故通知ができます。

①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③被災者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④会員登録番号または加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時・原因（病名）

※保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に保護者の署名・捺印が必要です。

●事故時のご連絡先（東京海上日動） ※加入手続きのお問い合わせはスポーツ安全協会各支部までお願いします。

都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)	都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-027 011-271-7432/FAX011-271-1328 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	岐阜 三重 愛知	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-057 052-201-9654/FAX052-201-9649 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
青森 秋田 岩手 山形 宮城 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-037 022-225-6326/FAX022-225-7157 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	富山 石川 福井 滋賀 京都	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-067 06-6203-0677/FAX06-6203-0646 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
茨城 栃木 群馬 新潟 山梨 長野	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-047 03-6632-0479/FAX03-6402-3561 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	鳥取 徳島 香川 岡山 広島 山口	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-085 082-511-9483/FAX082-511-9273 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
静岡	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-059 054-254-4235/FAX054-254-4237 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1	福岡 佐賀 長崎 熊本	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-095 092-281-8375/FAX092-281-8199 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

公益財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11
Tel. 03-5510-0022

ホームページアドレス <http://www.sportsanzen.org>

<引受幹事保険会社>

東京海上日動火災保険(株) 担当課:公務第2部文教公務室
〒102-8014
東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階
Tel. 03-3515-4346 (平日9:00~17:00)

(共同引受保険会社(平成30年4月予定))

あいおいニッセイ東和 共栄火災 損保ジャパン日本興亜 大同火災
東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG 損保

当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険（スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険）および賠償責任保険（スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険およびスポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項）によって構成されています。